



# 京築広域景観計画

～みち文化と清流文化の連帯が奏でる  
“豊姫の国”の景観～



令和4年4月  
福岡県





## 目 次

序章 景観を守り育てていくために	
1. 景観を守り育てていくために	06
(1) 景観とは	
(2) 景観を守り育て、地域の活性化につなげていくために	
2. 計画の目的	07
3. 広域景観計画の位置づけと役割	08
4. 計画の対象区域	09
5. 計画の構成	10
第1章 特性と課題	
1. 広域景観の成り立ち	14
2. 特性と課題	16
(1) 特性	
(2) 課題	
第2章 目指すべき景観像とテーマ	
景観像とテーマ	26
第3章 良好な景観の形成に関する方針	
1. 目標	30
2. 方針	31
第4章 景観形成基準	
1. 景観誘導の基本的考え方	40
2. 届出対象行為	41
3. 景域の設定	42
(1) 景観の捉え方	
(2) 景域・軸の設定	
4. 景域ごとの景観形成	46
(1) 山と谷筋の景域	
(2) 田園と海の景域	
(3) 住宅・商業市街地の景域	
(4) 工業市街地の景域	
(5) みちの軸	
(6) 環境色彩基準	
5. 景観形成重点地区	62

第5章 協働して守り育てる景観の保全・整備	
1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	66
2. 広域的な景観形成に重要な公共施設（景観重要公共施設）	67
(1) 指定の方針	
(2) 対象となる施設	
(3) 景観重要道路	
(4) 景観重要河川	
(5) 災害復旧に備える配慮事項	
3. 屋外広告物の景観誘導方針	72
(1) 基本方針	
(2) 景観誘導方針	
4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	74
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	76

第6章 景観形成につながる活動の推進	
1. 連携して取り組む地域活動	78
(1) 地域活性化につながる活動	
(2) 景観形成の啓発・継承活動	
(3) なりわい・祭礼文化の景観を支える活動	
(4) 地域マネジメントによる景観まちづくり活動	
2. 広域で連携して進める景観形成	84

第7章 実現に向けたパートナーシップの推進	
1. それぞれの主体の役割と連携	86
(1) それぞれの主体の役割	
(2) それぞれの主体の連携	
2. 景観形成を推進する体制と仕組み	87

#### 資料編

- 【資料1】届出の手続きの流れ
- 【資料2】景域ごとの一般基準一覧
- 【資料3】特定基準一覧
- 【資料4】景観形成重点地区の景観形成基準一覧
- 【資料5】景観形成のための各種制度の活用
- 【資料6】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン
- 【資料7】京築地域で適用される主な法令
- 【資料8】京築地域で行われている地域活動
- 【資料9】景観形成のための各種助成制度



## 序章 景観を守り育てていくために

---

# 序章 景観を守り育てていくために

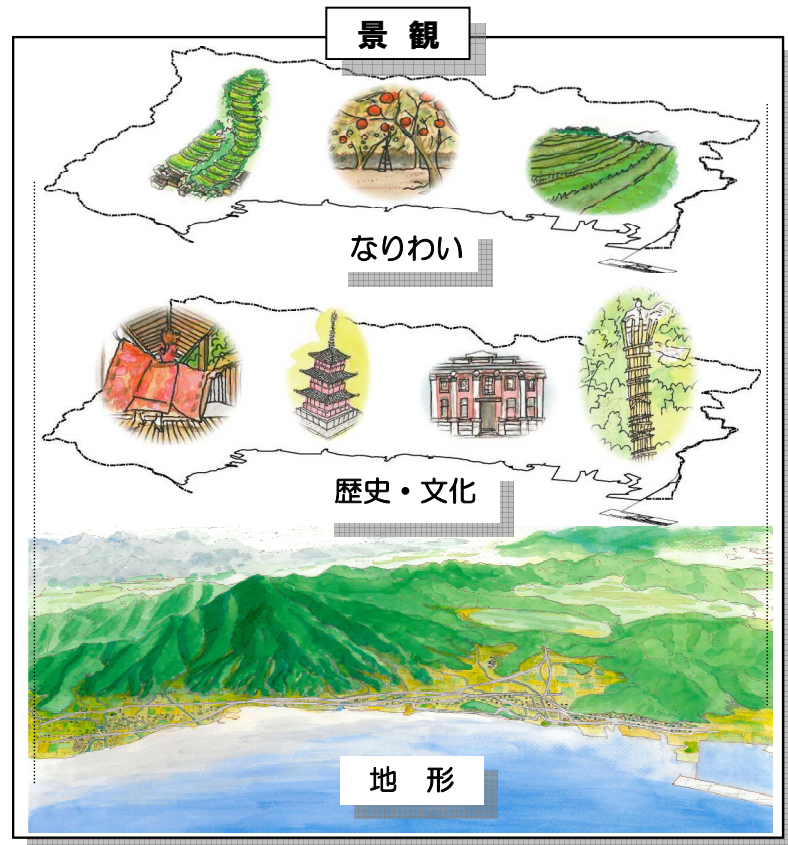
## 1. 景観を守り育てていくために

### (1) 景観とは

景観という言葉は、街並みなどの目に見えるものの姿である「景」と、人が感じる「観」で構成されており、建物や緑などの視覚的な姿形だけでなく、川のせせらぎなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。

山、海、川といった自然がつくり出す地形とその上に刻まれた歴史や文化とその地形を活かしていとなまれてきたなりわいや暮らしが重なり合い、長い年月をかけて形成されてきた地域固有の豊かな景観は、地域住民の生活にゆとりや潤いをもたらします。また、こうして形成されてきた景観は地域住民にとって愛着や誇りがもてる共有の財産となります。

#### ■景観の構成



### (2) 景観を守り育て、地域の活性化につないでいくために

地域独自の景観に気づき、それらの景観を守り育てていくことによって、地域固有の魅力ある景観が形成され、地域の活性化にもつながります。

そのためには、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者等がパートナーシップを組み、地域全体で良好な景観形成への取り組みを行うことが重要です。



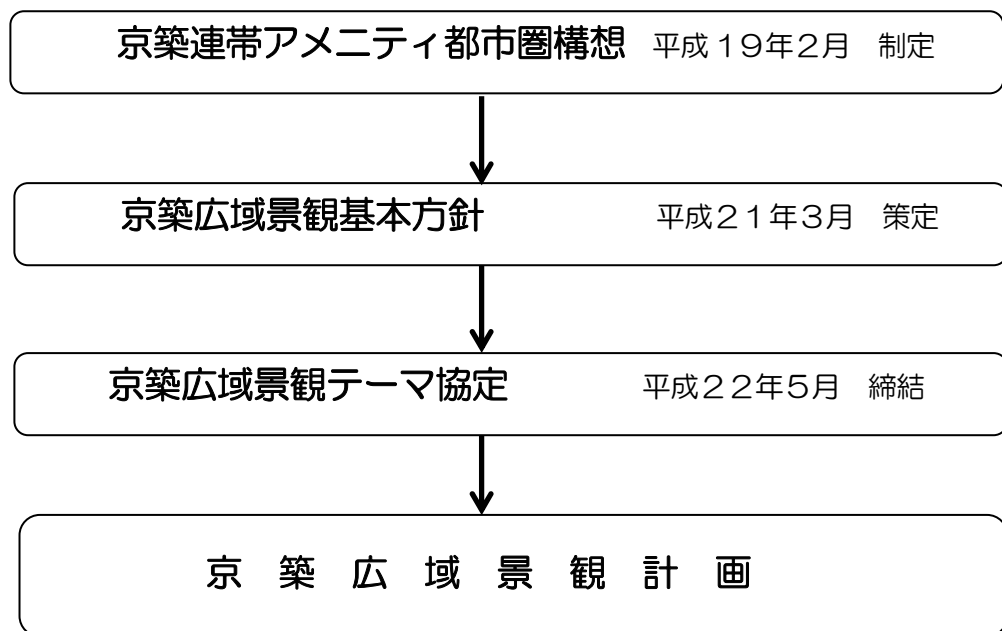
## 2. 計画の目的

古代、九州の政治と文化の要衝として栄えた京築地域には、山々や川、海が織りなす豊かな自然景観が広がり、神楽や神幸祭、山笠等、古くから受け継がれてきた祭礼行事が季節の折々に演じられ、地域の景観に彩を与え、特徴的な景観を有しています。

平成 18 年度に福岡県と京築地域の 2 市 5 町は、個々の地域資源を活かし、地域全体がつながることで活力と魅力あふれる地域づくりを目指すため、『京築連帯アメニティ都市圏構想』を制定し、様々なプロジェクトを実施しています。

その主要プロジェクトの一つとして京築地域の景観の保全・活用の取り組みを進めており、平成 21 年 3 月には『京築広域景観基本方針』を策定し、平成 22 年 5 月には、まちづくり団体・NPO、市町、県、国の関係機関等が協働して景観形成を総合的に進めるための役割を担うマスタープランとして『京築広域景観テーマ協定』を締結しました。

こうした取り組みをさらに一歩進め、景観法を活用した『京築広域景観計画』を策定し、『京築広域景観テーマ協定』で掲げたテーマの実現を目的としています。

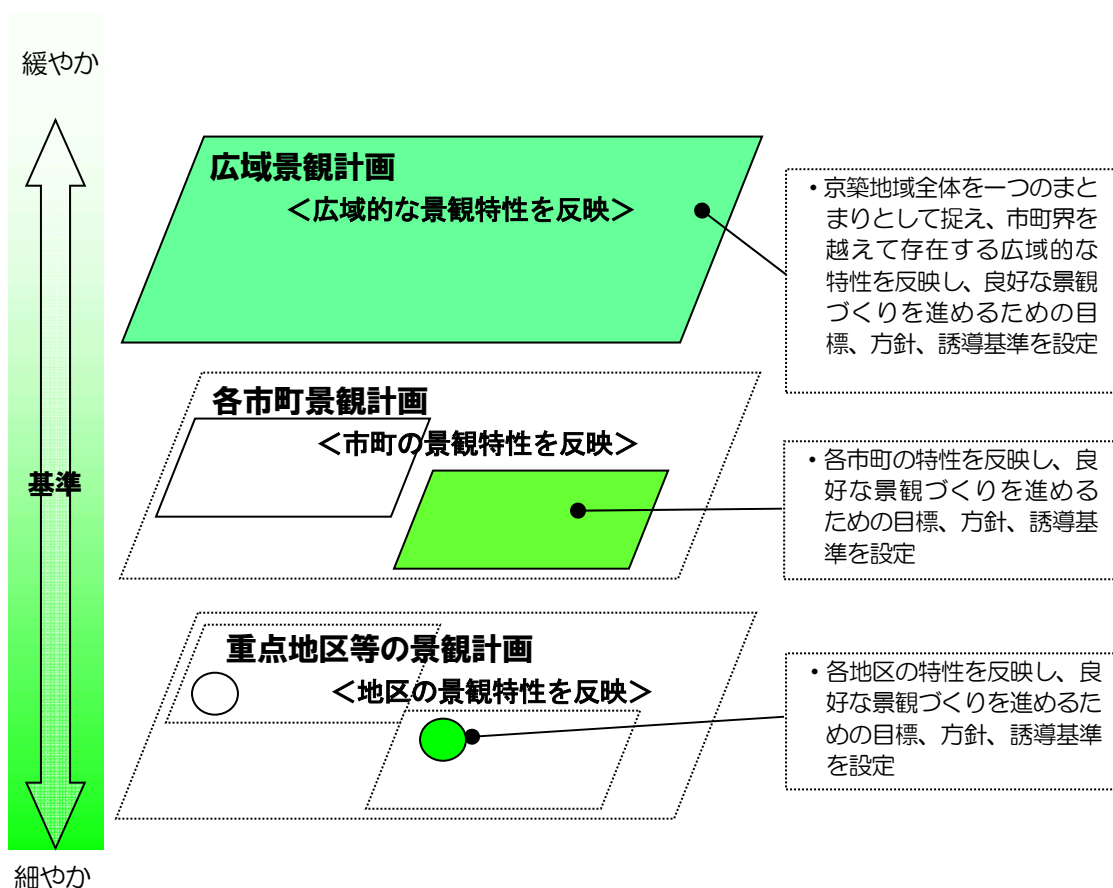


### 3. 広域景観計画の位置づけと役割

京築地域は、山並み、河川、田園、海等の広域的に連続する景観を共有しており、修験道や歴史的建造物など地域の歴史や文化を伝える景観資源が市町界を越えて多数存在しています。

この京築広域景観計画は、京築地域全体を一つのまとまりとして捉え、市町界を越えて存在する広域的な景観特性を反映した計画です。

#### ■広域景観計画の位置づけと役割



また、「京築広域景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、以下の役割を担うものとしてします。

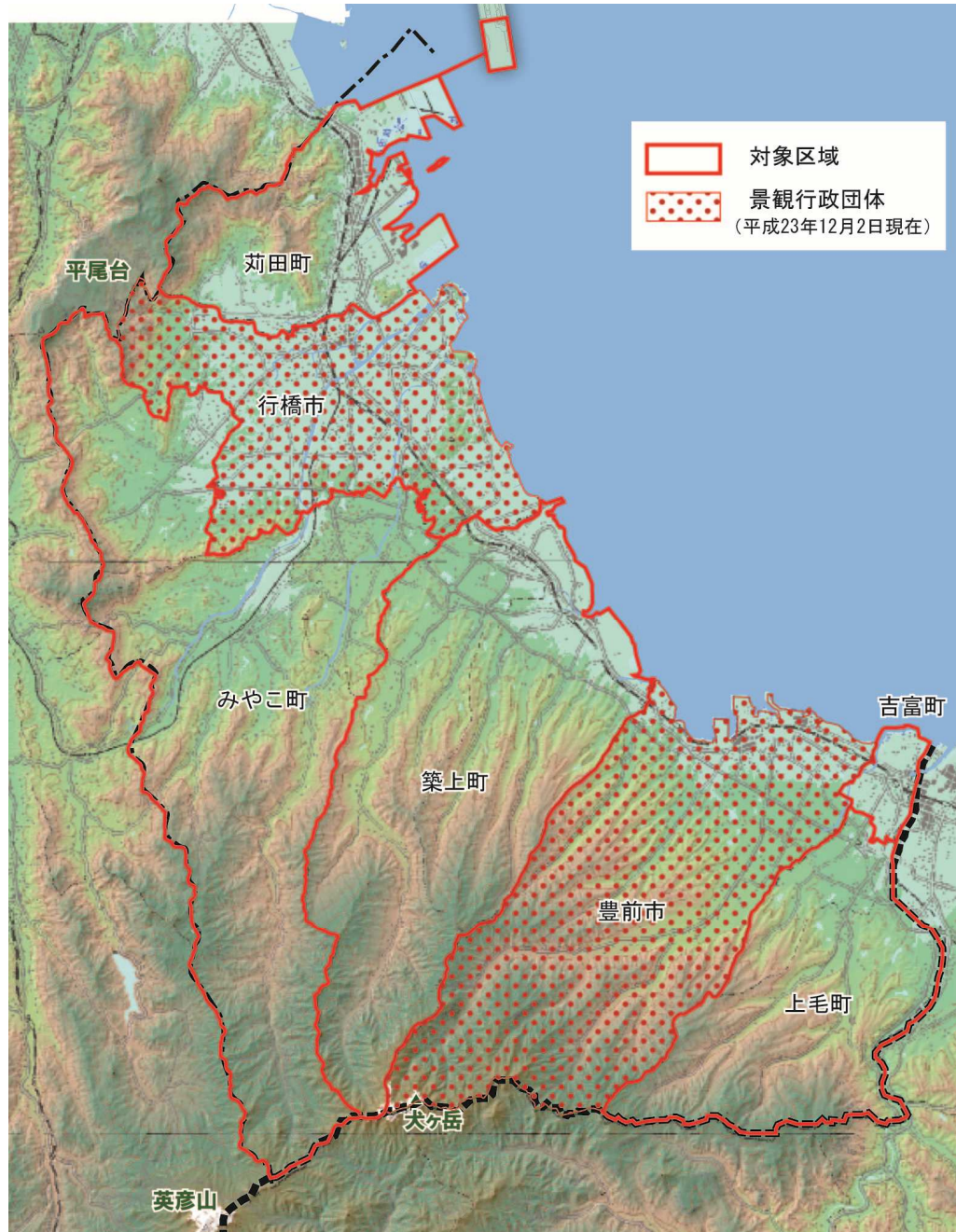
- ①市町の境界を越え、相互に連携しながら、調和と整合を図る計画
- ②京築地域の市町における独自の景観まちづくりの取り組みを支援する計画
- ③景観資源を活かした地域の活性化を促進する計画

## 4. 計画の対象区域

この計画の対象区域は、県内の京築地域7市町（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）の区域とします。

但し、景観法に基づく事項（第3章、第4章、第5章）については、景観行政団体を除く区域とします。

■対象区域の位置



## 5. 計画の構成

この計画は、京築地域の景観特性と課題、「京築広域景観テーマ協定」のテーマ、目標、方針を踏まえ、景観法を活用した「ルール」と地域で取り組む「活動」を景観形成の両輪として位置づけ構成しています。

また、これらの実現に向け、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者、行政のパートナーシップによる景観まちづくりを推進するための仕組みと体制を定めています。

### ■京築広域景観計画の構成

